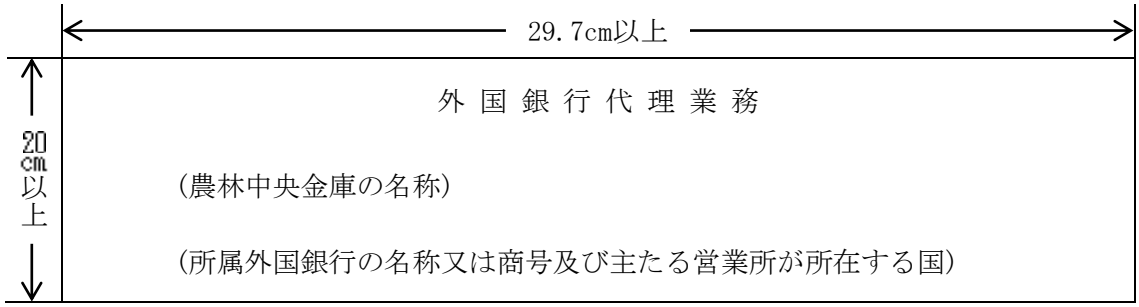
別紙様式第7号の2(第85条の35第1項関係)



(記載上の注意)

1　「農林中央金庫の名称」には、農林中央金庫と記載すること。

2　「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行(農林中央金庫法第59条の4第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。)の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。